

CJRP Discussion Paper Series

紛争ピラミッドの12年

—接触と紛争の促進要因の探究—

杉野勇

お茶の水女子大学基幹研究院

No.32

June 2021

超高齢社会における紛争経験と司法政策

Civil Justice Research Project: CJRP

紛争ピラミッドの12年 —接触と紛争の促進要因の探究—

杉野 勇

〔要旨〕

合衆国の CLRP にならって、日本の紛争行動調査（2005 年）でも「紛争ピラミッド」を日本について描く事が目的の一つであった。紛争経験調査（2017 年）データにおいてもこれを作成し、記述レベルで可能な限り 2005 年と 2017 年の 2 時点間比較を試みる。その際、紛争ピラミッドが前提としている紛争の展開（もしくは変容）過程の情報縮約には別の操作化もある事も論じる。2005 年と 2017 年では調査方法上の相違が幾つかあり厳密な比較は出来ないが、おおまかにはあまり変化しておらず、問題類型間の相対的特徴については 12 年間で或程度の類似性が見られた。さらに、紛争の相手方との「接触・コンタクト」の発生／不発生，“紛争”（主張の食い違い）の発生／不発生に関連する要因の分析を 2 項ロジスティック回帰分析で検討する。結果として、紛争ピラミッドで見られた職場問題の特徴が確認されたほか、相手方が企業や団体であるかどうかや、費用意識や精神的負担と接触や紛争の関連が確認された。また、些末な問題だと思ったか否かと云う事以外に、問題の重大性評価（金銭換算の可能性）が展開過程に関わっていることも確認された。

1 はじめに

2003～2008 年の科学研究費補助金・特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法」において行われた紛争行動調査（2005 年）では、合衆国の Civil Litigation Research Project の様な「紛争ピラミッド」を日本でも描く事が狙いの一つに含まれていた。2017 年の紛争経験調査データにおいてもこの紛争ピラミッドを作成し、記述レベルで可能な限り 2005 年と 2017 年の 2 時点間比較を試みる。まず、紛争ピラミッドが前提としている紛争の展開（もしくは変容）過程の情報縮約には別の操作化も有り得る事を述べて 2005 年データの紛争ピラミッドを改めて示した後、2017 年における調査方法上の相違点について指摘を行う。その為に厳密な比較は出来ない事を断った上で、問題類型間のおおまかな相対的特徴については 12 年間で或程度の類似性が見られる事を述べる。続いて、紛争の相手方との「接触・コンタクト」の発生／不発生，“紛争”（主張の食い違い）の発生／不発生に関連する要因の分析を 2 項ロジスティック回帰分析を中心に検討するが、その際、性別や年齢、学歴、職業、社会資本や過去の法使用経験、相手方の特徴（企業相手かなど）、費用意識や精神的負担感、問題の重大性評価（金銭換算や些末な問題視）に加えて、2005 年調査で「状況的要因」と呼ばれていたものについても注目する。

2 紛争の軌道（変容）モデル

（1）ウィスコンシンモデルと日本での紹介

CLRP は、その研究プロジェクトの一環として 1980 年 1 月に世帯対象で実施された RDD

電話調査に基づいて、紛争の変容プロセスを、困りごと (injurious experience) が紛争へ、そして更には法廷闘争へと展開していく軌道として表現して大きな影響を与えた (Kritzer 1981: 508; Miller & Sarat 1981: 536; Felstiner et al. 1981: 633) . 潜在的に損害を被るような (不当な) 経験を、それとして認知できるか (侵害が未認知から既認知に変わるか; naming) , 責任の帰属先が見つかるか (帰責; blaming) , 相手に不満や抗議を伝えるか (異議申し立て; claiming) , 主張の食い違いが生じるか (紛争; dispute) , 交渉や相談行動, そして弁護士や裁判所の利用に至るか, という “紛争の軌道” (図 1) は, 法廷や司法の外に広大に広がる民事紛争への法社会的なパースペクティブを与えるものとして注目された. 日本でも神戸大学の法と紛争研究会が 1983 年にはこの *Law & Society Review* の特集号を紹介しており (法と紛争研究会 1983a, 1983b) , その後も紛争にかんする重要な研究として位置づけられている (和田 1994: 185; 六本 2003) . ここではこのトラブルの変容過程をウィスコンシンモデルと呼んでおこう.

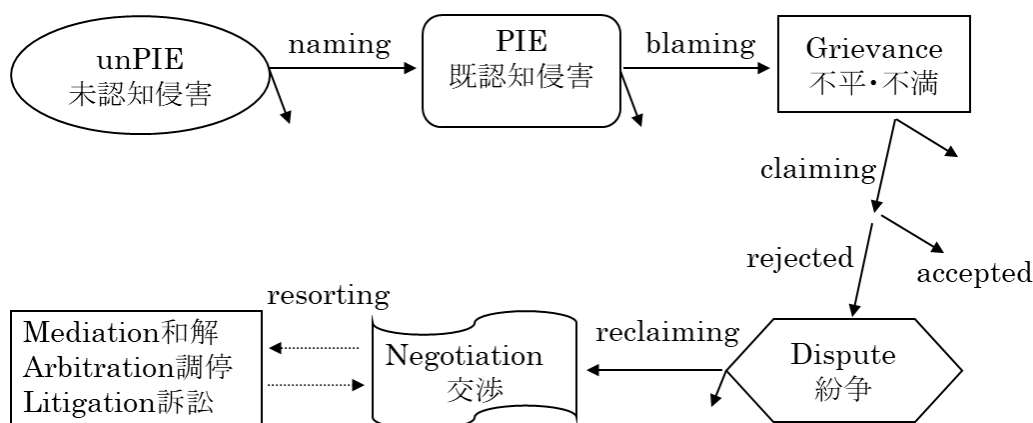


図 1 トラブルの変容過程 (杉野 2010: 120)

紛争行動調査 (2005 年) において調査結果に基づいて描かれた紛争ピラミッド (図 2) からは, 雇用問題 (職場における問題) や家族・親族に関わる問題は独特の形を示す事が明らかになるなど, 一定の成果を収めている (村山・松村編著 2006: 163; Murayama 2007: 29) .

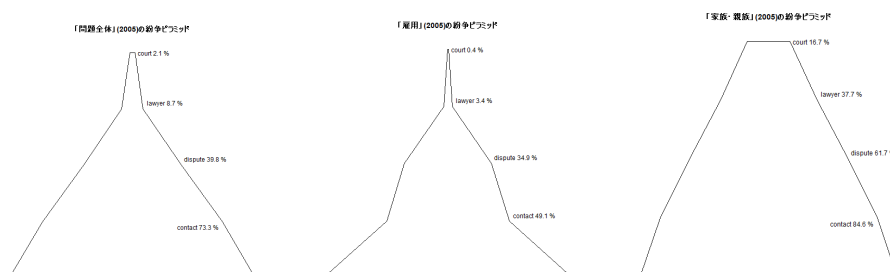


図 2 紛争行動調査 (2005 年) における紛争ピラミッド (著者作成)

（２）紛争の軌道モデルの問題点

しかし、こうした紛争ピラミッドには批判も多い。例えば、David Engel(2016)は、なぜ何も行動をおこさない人(lumper)がそんなに多いのかということを解明しようとする研究の中で、CLRPの軌道モデル（フローチャート、decision tree model）やピラミッドを批判している¹⁾。批判の要点は主に、それらのモデルが前提としている線形性、victim decision model、意図的な選択という側面に向けられている。

確かに紛争ピラミッドには幾つかの前提が存在する。相手方との接触が紛争発生的前提条件になっており、紛争発生が弁護士や裁判所利用の前提条件になっている。図の「下段」より「上段」が大きければ「ピラミッド」の呼称は相応しくないだろう。質問紙調査で得られる情報が既認知侵害の段階以降に限られるのは仕方ないとしても、責任がある相手方だと考える他者とコンタクトをする前に、あらかじめ弁護士その他の専門家に相談するということは十分に考えられる。これはEngelによる線形性への批判と同じであろう。また、相手との主張の食い違いが、相手と接触してみなければわからないと考えるかどうかは難しい問題である。不満(grievance)を有する当事者が、相手方にクレイミングを行うかどうかを思案している時点で、何らかの情報から相手方の出方を理解もしくは推測出来ていると云う事はあるかもしれない。勿論それが単なる思い込みであり、実際にコンタクトしてみたら自分の主張がすんなり受け入れられた（“紛争”にならなかった）と云う可能性も十分にあるので、確かに主張の相違が観察された場合に“紛争”発生を限定すると云う方法には一定の合理性が存在する。他方で、「『負けが明白なので戦わずして撤退した場合』（非“紛争”）」（杉野 2010: 126）に強い関心が存する場合には、それがあくまで一方当事者の主観的推測に過ぎないと云う事に注意した上で探究する事にも意義が認められるだろう。

また、「紛争の変容」「紛争の軌道」と云う表現は、未認知侵害→既認知侵害→不平・不満→紛争→…と云う、紛争へとつながる一連のプロセスを、“紛争”と云うノードを中心に据えている²⁾。クレイミングが行われなかった不平・不満が、あるいは誰の責任かが特定されなかった侵害的経験が、「それではその後どうなったのか？」と云った事はモデルには含まれない。モデル上では単に脱落したとされるだけである。その意味でこのモデルは、侵害的経験の変容／軌道ではなくあくまで“紛争”（へと至るものの）の変容／軌道である。

最後に、社会学におけるクレイム研究との相違についても付言しておこう。社会学においては、「社会問題の構築」パラダイムが非常に有名であり（Spector & Kitsuse [1977]2001）、ウィスコンシンモデルと概念の一部や、クレイムの展開（“自然史”）と云う理論にも類似性が認められる一方で、非常に大きな相違が存在する。これらを比較する事で、ウィスコンシンモデルの特徴を検討する事も出来るだろう。現在では、社会問題の構築主義的なクレイム研究はJoel Bestによって牽引されていると言える（Best [2008]2020）。Bestの“社会問題”の自然史モデルは、Claimsmaking→Media Coverage→Public Reaction→Policymaking→Social Problems Work→Policy Outcomesと云うステー

¹⁾ 尾崎一郎氏からの教示に負う。

²⁾ 檜村志郎氏からの指摘（2020年9月）による。

ジの継起からなる (Best [2008]2020: 19) . 社会問題のクレーム研究では、発端は自らの被侵害経験(PIE)である事が多いであろうが、単に相手方に補償を請求すると云うものではなく、むしろ“社会問題”として広く訴えていくクレームが想定されている。その関心の焦点も、そうしたクレームが誰に、どの様に支持されるか／されないかを、メディアや政治過程との関連において探究していくところにある。私的なトラブルが如何に公共的な争点(issue)へと展開していくかと云う社会学的想像力(ミルズ 1959=2017: 24)に沿った理論枠組みであると言えるだろう。それに対してウィスコンシンモデルは、あくまで被侵害経験の当事者が、責任があると考えられる相手方にクレイミングし、その両者の間で交渉や仲裁・裁定・判決がどの様に展開していくかを考察するのみである。CLRPは個人だけではなく法人や政府などの組織が主体となる紛争も扱っているが(Kritzer 1981: 508) , 民事訴訟や民事紛争はあくまで当事者間のものと扱う傾向が強いと思われる。

(3) 情報の縮約としてのピラミッド描画

紛争行動調査(2005年)の本調査の調査票では、必ずしも接触発生を紛争発生的前提条件として要請していないので、より理論的な負荷のない、より記述的な、言い換えれば単なる情報縮約的な提示も出来る。具体的に言えば、相手方との接触の有無を問わずに(それを条件とせずに)、紛争発生(主張の食い違い)を質問しているので、単に意見の食い違いがあったか否かという割合を計算することもできるようになっている³⁾。村山・松村編(2006: 165)には、紛争ピラミッドに加えてその(無前提な)集計結果も棒グラフの形で収録されている。杉野(2010: 136)では、相手方との接触は起こらなかったが当事者が「相手との主張の食い違いがあった」と回答しているケースについて、紛争が潜在的なままにとどまる場合と定式化してロジットモデルで分析を行っている。

以下では、紛争行動調査(2005)の結果にもとづいて、二つのピラミッドを重ねて描いてみる(図3)。点線で描かれているのはオリジナルの考え方に基づくもので、相手方との接触がありかつ意見の食い違いや弁護士使用、裁判所手続利用があった割合を表示している。それに対して実線は、相手方との接触の有無にかかわらず意見の食い違いがあった割合といったように、条件づけられていない集計結果を示している。

これらを見ると、問題全体の集計結果のようにほとんど変わらない問題類型もあるが(図は省略するが交通事故を多く含む事件・事故の類型も同様であった)、雇用や家族のように比較的相違の大きい問題類型もある。家族・親族類型ではもともと多かった弁護士や裁判所手続利用がさらに増えている。雇用問題(職場での問題)では、相手と接触していないにもかかわらず意見の食い違いがあると回答している人たちが(他の問題類型に比べると)かなり多いことが分かる。こうした相違自体が、問題類型の特徴も、同時に紛争の軌道モデルの特徴も、示していると言えるだろう。

紛争ピラミッドは、理論的な負荷の少ない、情報縮約的な可視化という位置付けであれ

³⁾ 2005年の紛争行動調査においても、先行する第1次予備調査と第2次予備調査では相手方との接触のあった対象者にのみ主張の食い違いがあったか否かを質問しており、CLRPのオリジナルな考え方に忠実である。それに対して2005年の本調査のみが、相手との接触の有無とは独立に主張の食い違いの有無を質問している(杉野 2010: 127)。

ば、それぞれの問題類型の特徴を分かりやすく見比べることができて有用かもしれない。その場合、「ピラミッド」という呼称が相応しいかどうかと云う問題は生じるかもしれないが、

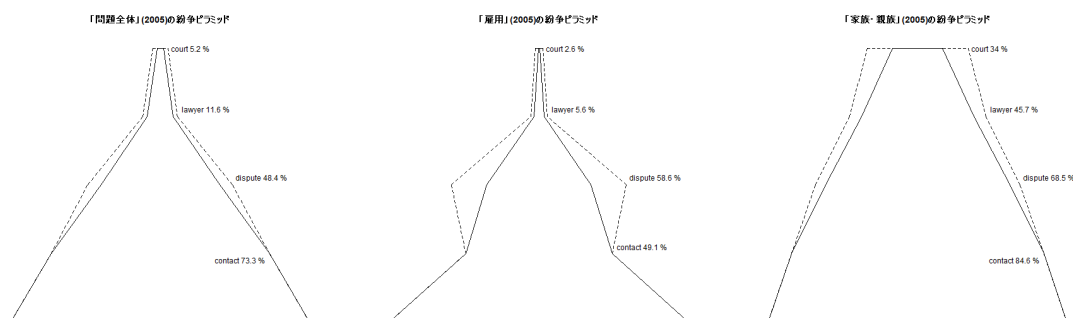


図 3 紛争行動調査(2005 年)における紛争ピラミッドの変種

3 12 年後の紛争ピラミッド

(1) 時点間比較の問題点

12 年を隔てて紛争ピラミッドがどの様に変化したか／しなかったかを比較したいところであるが、紛争行動調査(2005)と紛争経験調査(2017)の間では、具体的な調査の実施においていくつもの相違があり、単純に比較することはできない。

(i) 調査モード(データ収集モード)の違い： 2005 年は調査員による面接他記式であるが、2017 年は郵送自記式である。面接他記式には、複雑な構造の調査票でも実施でき、回答者の誤解などを修正することができる利点があるとされているが、それらは当然調査員にきちんとした指示・指導を行っていることが前提となっている。他方で面接他記式は、センシティブクエスチョンや社会的望ましきバイアスなどの観点では自記式よりも問題を孕んでいるということが指摘される。紛争行動調査や紛争経験調査では、違法・触法行動や性行動・性的志向などは尋ねられていないにしても、他者とのトラブルについて詳細に尋ねている点で、他記式では率直に回答しにくい可能性は否定できない。その点では 2017 年の紛争経験調査の方が問題経験をより正確に報告する可能性があり、問題経験比率の上昇の一部はこのモード効果であるかもしれない。

(ii) 問題類型(大分類, 小分類)の違い, 民事に限定するか否かの違い。質問紙冒頭で多くのトラブル項目の一覧表を示して経験があるか否かを尋ね、その後、最も重要な問題類型について詳しく回答する構造は同じであるが、この最初のトラブル項目一覧表が 2005 年と 2017 年ではかなり異なっている。2017 年には高齢者に関係する問題群が一つのカテゴリーとして別置され、それに伴って実際には一つのトラブルであっても一覧表の複数の項目にチェックが入ることを許容した点も大きな相違である。いずれにしても、細分類の小項目は、比較のためには再分類してグループ化・カテゴリー化する必要があるが、しかもある程度の不一致が残ることは避けられない。紛争行動調査では原則として民事の「司法化可能 justiciable」問題に限定し、しかも仕事の業務上経験したものは除いてい

ることにも留意が必要である。紛争経験調査には「経営する会社や事業をめぐって」というトラブルカテゴリや「空き巣、ひったくり、自動車盗、スリ、暴力、痴漢、ストーカー」という小項目が明示されている。2017年のデータを出来る限り2005年のデータに近づけようとトラブルを再分類した結果、紛争行動調査(2005)の「(け)民間保険」の類型に該当する項目は紛争経験調査(2017)には存在しないと云う結果になった。

(iii) 当事者の範囲は、紛争行動調査(2005)では当事者が本人か未成年子(20歳未満)に限定しているが紛争経験調査(2017)ではそれ以外の家族が経験したトラブルも含んでおり、しかも冒頭のトラブル項目一覧表のチェックではそのことは識別不可能である。紛争ピラミッドに関しては重大問題として選ばれたトラブルだけが分析対象となっておりそれについては問題の当事者が誰であるかの情報を得ているので、以下では紛争経験調査でも本人か未成年子に限定して分析する。調査の対象者自体の年齢幅も、2005年調査は20歳以上70歳以下であったが、2017年調査は「超高齢化社会」の解明を研究目的としている為、20歳以上で年齢の上限を設けていない。ただこれは分析対象を70歳以下に限定する事で容易に揃えられる。

(iv) 紛争の発生(主張の食い違い)を、紛争行動調査(2005)は重大問題回答者全員に尋ねているのに対し、紛争経験調査(2017)では相手との接触があったと回答した人にも主張の食い違いを尋ねている。この点ではむしろ2017年の方が2005年よりもCLRPモデルに忠実だということになるが、それはつまり2017年データでは理論負荷がより強い本来の紛争ピラミッドしか描けず、紛争発生の分析においてもその前提が存在することを意味する。先述の通り紛争行動調査では相手と接触したか否かを問わず主張の相違があった(と思う)か否かを分析する事が出来たが、紛争経験調査では、相手と接触した場合に限って紛争があったか否かを分析する事になる。この点では、紛争行動調査の本調査の方がより柔軟な分析に開かれていた。2017年の本調査でこのような質問の仕方に変更した理由については、残念ながら明確な記録が見つかっていない⁴⁾。

(2) 紛争経験調査でのピラミッド

紛争経験調査(2017)では、すでに述べたように、相手方と接触していることを前提とした紛争発生しか分らない。いいかえれば、よりCLRPのモデルに忠実なピラミッドしか描けない。また、それだけでなく、「相手方との接触」の操作化(調査票上のどの情報・どの変数を使うか)に選択の余地があるので、接触に関する中心的な問い(問13)一つに限定して計算したものを点線で描画し、他の問いへの答えから得られる接触情報も出来る限り広く含めたものを実線で描画した。後者の実践の図の方が紛争行動調査(2005)の操作化により近いと予想したが、実際にはどちらの数字で描いてもあまり違いはなかった(図4)。全体的に、12年前に比べて相手との接触割合がかなり低めに表れているように思われる。この相違は、実際の社会の変化を反映しているのか、調査票設計の違いに起因する

⁴⁾ 個人的な印象では、紛争経験調査(2017年)では紛争行動調査(2005年)ほどには「紛争の軌道」モデルや紛争ピラミッドへの関心を有していなかった事も影響したかもしれない。2017年2-3月に実施した予備調査には、主張の食い違いを尋ねる質問項目自体が含まれていなかった。

のかについてはわからない。

2005 年と 2017 年の結果を厳密に比較することは不可能であるが、それぞれの調査の中での問題類型間の相対的特徴は比較的維持されているようにも思われる。雇用問題・職場の問題や家族・親族の問題のおおまかな特徴は 12 年間であまり変化していない。家族・親族問題は、制度上当然と言えるが、弁護士使用や裁判所手続に進む割合が高い。雇用問題は相手との接触が生じにくいが、接触が生じた場合の紛争率は低くない。既に 2001 年 10 月から都道府県労働局による個別労働紛争解決制度がスタートしていたが、2005 年調査の後、2006 年 4 月からは「個別労働関係民事紛争」を対象とした労働審判が運用開始となった。そうした制度的変化にもかかわらず、接触割合が顕著に低いと云う相対的特徴は変化していない様である。次節では、この接触の生起について分析を行う。

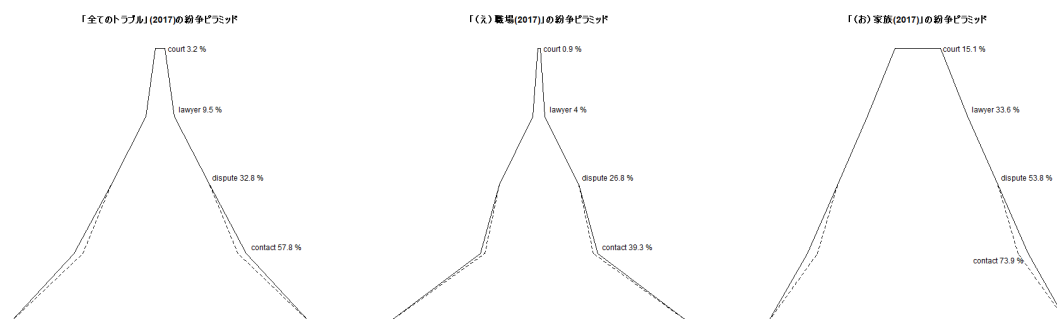


図 4 紛争経験調査(2017 年)における紛争ピラミッド

4 相手側との接触

(1) 使用する変数

「相手側と接触したか否か」の二値変数を、2 項ロジスティック回帰で分析する。

説明変数として投入するのは、紛争行動調査(2005)になるべく合わせるように小項目を再分類した 10 の問題類型、相手方が個人か(基準カテゴリ)、企業・団体か、行政かの変数、相手方が家族・親族か職場の同僚や勤務先か、それ以外(基準カテゴリ)かの変数、状況的要因(A どちらの側が正しいと思ったか/B 責任が誰にあるか明白だと思ったか/C 解決にかかるお金や時間が気になったか/D 精神的負担を感じたか/E 周囲の目が気になったか)、人口学的・社会経済的属性として女性ダミー、年齢階層(15 歳刻み、35-49 歳が基準)、教育程度(大卒ダミー)、専門・技術・管理職か、ブルーカラー職(肉体労働)か、それ以外のホワイトカラー(基準カテゴリ)か、従業上の地位(非正規雇用を基準カテゴリとして、正規雇用と自営)、世帯年収、問題の重大性の金銭換算(50 万未満=基準カテゴリ/50 万以上/換算不能/無回答)、そして、問題が弁護士などに相談するほど重大な問題だと思わなかったと云う回答を使用した「些末な問題」ダミーである。ただし世帯年収は予備的分析の結果関連性が見られなかったので以下では省略する。

(2) 状況的要因についての分析

状況的要因と呼ぶのは、問 9 の a から e の質問項目であり、「わからない・おぼえていない」を除くと 4 件法での単項選択回答である。太字の強調表示は調査票のままである。

- a あなたは**最初**はどちらの側が正しいと思いましたか。
- b **最初**、その「トラブルや納得できないこと」を起こした責任が誰にあるか、はっきりしていると思いましたか。
- c **最初**、その「トラブルや納得できないこと」を解決するためにかかるお金や時間のことが気になりましたか。
- d **最初**、解決にかかるお金や時間以外に、その「トラブルや納得できないこと」にかかわるのは気が重いというような精神的負担を感じましたか。
- e **最初**、その「トラブルや納得できないこと」が生じたことについて、周囲の目が気になりましたか。

この 5 項目を全てそのまま分析で使用する事も試したが、多重共線性の問題などを考えた結果、相関の強い項目は合成して平均値を使用する事にした。

表 1 状況的要因 5 項目の順序連関と積率相関

	Kendall	問 9a	問 9b	問 9c	問 9d	問 9e
Pearson						
問 9a			0.41	0.00	-0.03	-0.13
問 9b		0.35		0.06	0.02	-0.05
問 9c		-0.02	0.06		0.29	0.19
問 9d		-0.06	-0.01	0.34		0.34
問 9e		-0.14	-0.04	0.23	0.40	

各項目ペアワイズで計算、対角線の右上はケンドールの τ_b 、左下はピアソンの積率相関

表 1 の結果から、問 a と問 b はその平均をとり、問 d と問 e もその平均をとる事とした。c と d, e の相関がやや高めである事が気になるが、理論的な関心や紛争行動調査との比較の観点から、c は合成しない事とした。c 自体が、紛争行動調査では 3 つの項目であったものの合成と位置づけられる。因みに、合成した de と c との積率相関は.33 (τ_b は.26) である。以下の多変量解析では、ab (2 項目平均)、c、de (2 項目平均) の 3 つを投入する事とする。

ここで、そもそも状況的要因自体が他のどの様な要因と関連するかを確認しておこう。状況的要因 5 項目のそれぞれを順序ロジット分析の従属変数とし、個人属性や問題の性質を独立変数とする。結果の詳細は省略して、概略だけを表 2 に示す。或程度明確な要因だけに絞る為に、1%水準で有意な独立変数を記し、5%有意の独立変数は () で記す。

変数の投入の仕方がやや乱暴であるが、職業関連変数や相手が職場関係者だとか家族・親族だとか云う独立変数は全く有意ではなかった。年齢や学歴も余りはっきりとした傾向はみられない。投入した要因の中で敢えて明瞭な関係が見られるとすれば、企業や団体が相手だと、お金や時間は気になるが、精神的負担や周囲の目は気にならないと云う傾向である。また、金銭換算が可能な場合に、その換算額が 50 万円未満である場合に比べて 50 万以上であると、責任も明確だがお金や時間も気になり、かつ精神的負担も感じる傾向に

ある。

表 2 状況的要因 5 項目の順序ロジット分析の結果概要

状況的要因	促進要素	抑制要素
a(自分が正しい)		(若年), 大卒, 家族, (税金・保険)
b(責任が明確)	50 万以上	(大卒)
c(費用が気になる)	企業相手, (過去の法使用), (不動産貸借), (家族), 金銭貸借, (50 万以上)	(些末な問題)
d(精神的負担)	(不動産貸借), (金銭貸借), 50 万以上, 金銭換算不能	(高齢), 企業相手
e(周囲の目)	職場, 家族, 事故・事件, 近隣, (金銭貸借), (その他)	(企業相手)

(3) 接触の生起の分析結果

以上の準備を受けて、相手方との接触があったか否かについての 2 項ロジスティック回帰分析の結果を表 3 に示す⁵⁾。

若年層は接触傾向が弱く、専門・技術・管理職は接触傾向がやや高い可能性がある。職場での問題はピラミッドからも明らかなように接触しない傾向が強い（商品・サービスが基準カテゴリ）。近隣トラブルも接触が起こりにくい。職場と近隣のこの傾向は、問題の性質を表す変数を投入すると弱まって有意ではなくなる（詳細な結果は省略）。事件事故と金銭貸借はその逆で接触傾向が強いがこれは問題処理の定型性からして自然な結果だと言えるだろう。家族問題も接触傾向が強い。

相手方が個人ではなく企業・団体である場合は接触傾向が明確に強い。これは宛先が明確である為であったり、カスタマーセンターなどの様に制度的に窓口が存在している為であったりすると思われる。但し相手が行政である場合にはその関連は見られない（結果は省略）。相手方が企業・団体であっても、自分の勤務先である場合は事情が全く異なる可能性を考えて、企業・団体ダミーと職場関係者・勤務先ダミーの交互作用を検討してみたが有意にはならなかった（これも結果は省略）。

状況的要因では、「解決にかかるお金や時間が気に」なっているケースは、モデル(1)では相手との接触傾向が明確に高い。責任が誰にあるかはっきりしている場合もその傾向

⁵⁾ 学歴に関して四大卒ダミーを投入して分析したが、接触についても、次節の紛争についても有意な効果を示さなかった。以下のモデルでは除外している。相手方が家族・親族である場合もダミー変数で検討した結果同じく除外した。過去の法使用行動には、弁護士または司法書士への相談や依頼、裁判所手続の利用を含む。弁護士などの相談相手には、弁護士、司法書士、裁判官・検察官・公証人・法学教授、税理士・行政書士・社会保険労務士を含み、過去の法使用行動がない場合に限った。つまり、「過去に法使用行動はないが法律家などに相談相手したり紹介してもらえなかった」というダミー変数として投入した。単純に条件のつかない社会関係資本として投入しても結果に大きな違いはない。問題類型は（あ）を参照カテゴリとして（さ）「その他」まで存在しているが、どのモデルでも 10%水準で有意になっていないカテゴリは表示を省略した。「重大な問題だと思わなかったから相談しなかった」とは、弁護士（司法書士、法テラス）に相談することを考えたけれども相談しなかった」と回答した人で、「重大な問題だとは思わなかったから」を挙げた人を示すダミー変数である。

が見られる。「最初は自分の側が正しいと思った」は、明確ではないが接触が生起しない方向に関連しているのは予想外であった。精神的負担や周囲の目は、有意な関連は示さなかった。

表 3 相手方との接触の 2 項ロジット

	(1) 問題類型と 状況的要因	(2) + 個人の特性 + 問題の性質
女性ダミー		0.22
20-34 歳 (RC= 35-49 歳)		-0.53*
50-64 歳 (RC= 35-49 歳)		0.21
65 歳以上 (RC= 35-49 歳)		0.08
専門・管理・技術職 (RC= その他 WC)		0.36*
ブルーカラー職 (RC= その他 WC)		0.05
正規雇用 (RC= 非正規雇用)		0.11
自営業 (RC= 非正規雇用)		0.05
無職 (RC= 非正規雇用)		0.31
(あ) 商品・サービス(RC)		
(え) 職場	-0.92**	-0.53
(お) 家族	0.96*	1.35**
(か) 事故・事件	0.32	0.86*
(き) 近隣	-0.69*	-0.15
(く) 金銭貸借	1.63*	1.99*
相手が企業・団体ダミー		0.74**
相手が勤務先の関係者や会社ダミー		-0.30
Q09A「自分が正しいと思った」	-0.13	-0.25 ⁺
Q09B「責任が誰にあるか明瞭」	0.22 ⁺	0.28*
Q09C「お金や時間が気になる」	0.26**	0.16 ⁺
Q09D「精神的負担を感じた」	0.02	0.17
Q09E「周囲の目が気になった」	-0.08	-0.04
過去に法使用行動があった		0.50 ⁺
(法使用行動はないが) 法律家などに相談相手がいた		0.05
金銭換算 50 万以上 (RC= 50 万未満)		-0.35
金銭換算 換算不能 (RC= 50 万未満)		-0.67**
金銭換算 不明 (RC= 50 万未満)		-1.51**
重大な問題だと思わなかったから相談しなかった		-0.16
Cox & Snell pseudo-R ²	.126	.179
n	804	756
Akaike Inf. Crit.	953.3	855.0
Bayesian Inf. Crit.	1005.7	1003.1

+ $p < 0.10$; * $p < 0.05$; ** $p < 0.01$

状況的要因は、因果の方向性が特定できなかったと云う反省に基づいてすべて「最初」と云う質問の仕方をしているが、結果は 2005 年と共通している。お金や時間が気になるそれが接触行動の抑制要因になる、と云う事は全く見られない。問題の重大性の金銭換算で統制したが、50 万円未満でも 50 万以上でも違いは見られなかった。ただし、お金には換算できないという場合には接触は生じにくい傾向がある。金銭評価質問に「わからない」と回答している場合も、50 万未満と回答した人より明確に非接触傾向を示している。概して、責任が誰にあるか分からないとか、問題の重大性や深刻性についての簡便な尺度がないと云う場合に、相手方との接触が抑制されると理解する事が出来る。

過去に法使用行動があると、相手との接触が活発になる可能性がある。

2005 年の紛争行動調査における相手方との接触の 2 項ロジット分析の結果は、性別・学歴・従業上の地位、主要な相手方のタイプ、法学教育経験や法律関連業務経験、法律家とのコネクション、問題が金銭評価可能か否かはいずれも有意な効果を示さなかった（杉野 2010: 131）。5%水準の効果が見られたのは、接触を促進する要因としては、不動産売買問題、コスト意識尺度（お金や時間が気になるに相当）、明瞭性尺度（責任の所在や要望の伝え先が明瞭）、過去の裁判所手続利用経験であった。逆に接触を抑制する要因は、雇用・就業問題、望む結果が得られそうにないとの見通し、となっていた。

変数の処理や有無、モデルがかなり異なる⁶⁾ので、かなり明瞭な効果が見られた部分（1%水準で有意）だけに注目してみると、不動産売買の明瞭な効果は見られなくなっているが、雇用・就業問題（職場問題）の効果は今でも或程度確認される。その他、家族問題の接触促進効果は、2005 年でも有意ではないもののオッズ比は 2 倍を超えていたが、今回もその傾向が表れていると言えよう。状況的要因については、コスト意識や責任の所在の明瞭さに関しては同様に確認された。相手方が企業・団体である場合の促進効果、問題が金銭換算できない場合の抑制効果は、2005 年はそれほど明瞭では無かった。

（４）トラブルの相手方が企業である事の影響

先の分析で、トラブルの相手方が企業・団体である場合には接触が活発になると云う関連が示されたが、トラブルの相手方が企業・団体であるかどうかはトラブル類型によってかなり異なると考えられるし、特にそれが自分の勤務先であると接触が活発になるのかどうか疑問がある。よってここでは補足的な分析として、トラブル類型によって相手方が企業・団体である割合がどの程度異なるのか、そしてその場合に相手方との接触が生起する割合がどの様に異なるのかを示しておこう（表 4）。

表 4 それぞれのトラブル類型の中での相手方の割合

	企業・団体	役所	職場同僚・勤務先	家族・親族
(あ) 商品・サービス	64	1	1	1
(い) 不動産売買	84	4	0	0
(う) 不動産貸借	71	0	0	0
(え) 職場	48	2	79	0
(お) 家族	6	2	0	84
(か) 事故・事件	16	1	1	0
(き) 近隣	5	1	0	1
(く) 金銭貸借	10	0	5	24
(こ) 税金・保険	8	79	0	0
(さ) その他	33	8	1	7

該当する%を四捨五入で整数で表記。残りは、該当しない、もしくは欠損値。

⁶⁾ 独立変数の操作化や投入の仕方が異なるので、比較可能性の高い分析だとは言えない。2017 年紛争経験調査では、法学教育経験や法律関連業務経験は尋ねておらず、状況的要因についても 2005 年紛争行動調査よりも項目数が少なく、質問文も異なる。概念的には共通する変数でも、質問文などが異なるものは多い（相談出来る法律家／法律家とのコネクション、金銭換算額）。そもそも経験した問題の聞き方が大きく異なる。

税金・保険を除いては、相手が役所である事は極めて少ない。相手が家族・親族であるのも、家族問題以外では金銭貸借が24%で他は殆ど無い。職場の同僚・上司・部下もしくは勤務先の企業である割合も、ほぼ職場問題に特有である。これらは、トラブル類型と別個に検討しても余り意味がないであろう。

各トラブル類型において、トラブルの相手方が企業・団体である場合とそうでない場合に分けて、相手方との接触割合を図示したのが図5である（接触割合は比率の数字そのままの小数で、company=1 が相手方が企業・団体である場合を表す）。

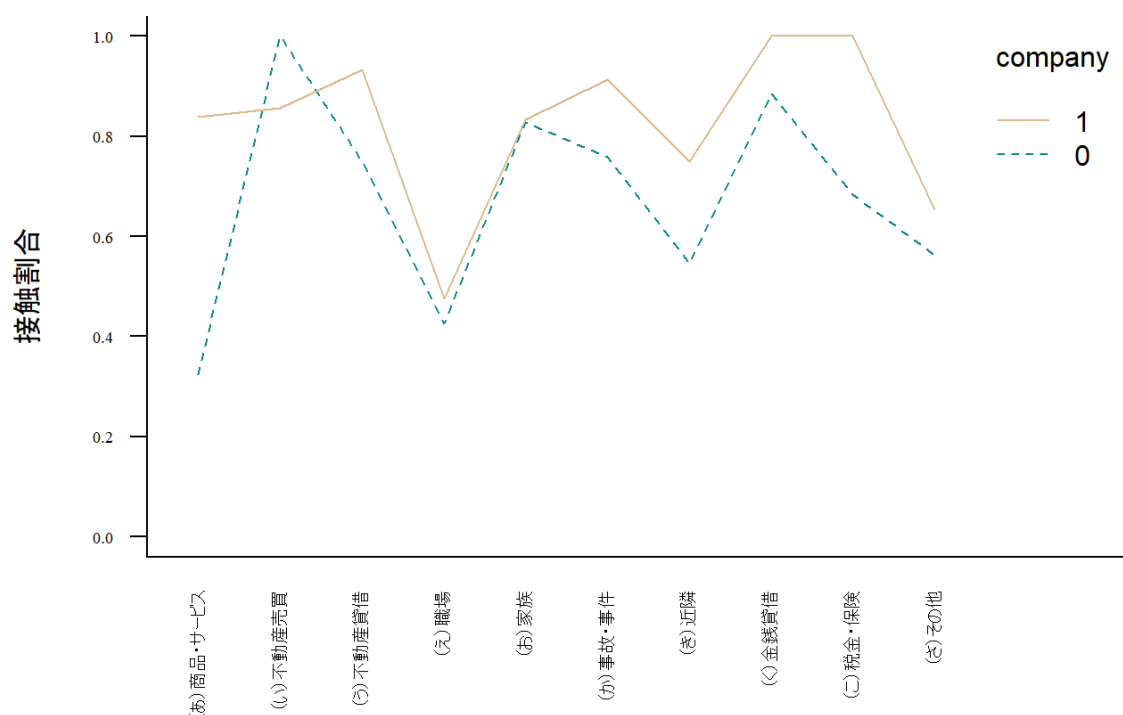


図5 問題類型ごとにみた相手が企業・団体か否か別接触率

これを見ると、不動産売買を除いてはいずれも相手が企業・団体である方がそうでない場合よりも接触は起こりやすいものの、職場と家族は殆ど変わらない。不動産売買はいずれにしても接触率が高いと言うべきであるが、職場問題はいずれにしても顕著に接触割合が低く、それに匹敵する低さなのは商品・サービス問題で相手が企業・団体ではない場合だけである⁷⁾。

5 紛争の発生

(1) 2項ロジスティック回帰分析の結果

⁷⁾ 企業相手ではない商品・サービス問題は、インターネットを介した個人間売買がかつてよりも大きい現代社会では軽視すべきではないかもしれないがここでは掘り下げられない。

紛争発生（「主張の食い違いがあったか否か」）の二値変数を2項ロジスティック回帰で分析する（表5）⁸⁾。ここでも分析対象には無職者を含めている。

まずモデル(1)を見ると、職場問題、家族問題、事故・事件問題で（商品・サービス問題を基準として）主張の食い違いが発生し易い傾向がある。残余カテゴリの「その他」の問題にもその傾向が見える。金銭貸借問題は唯一主張の食い違いが発生しにくい。これも問題内容がかなり客観的に明瞭と見なし得る為であろう。状況的要因では、項目dとeの平均値が主張の食い違い発生とやや関連している可能性がある。

モデル(2)を見ると、35-50歳を参照カテゴリとして、65歳以上だと紛争発生傾向が高い。50-64歳も参照カテゴリよりやや紛争発生傾向が高い可能性がある。男性に比べて女性においても、やや紛争発生傾向が高い可能性がある。

精神的負担や周囲の目の状況的要因の効果はモデル(1)よりも明瞭に表れる。

問題類型に着目すると、新たに不動産貸借でやや紛争発生傾向が見られる。職場問題の特徴は少し弱まるが余り変わらない。それに対して家族問題は10%水準で有意にならないくらいに弱まる。これは、モデル(2)で追加投入した変数（個人の属性か当該トラブルの性質）の効果で部分的に説明されたものと考えられる。

相手方が企業かどうか、職場の関係者や勤務先かどうかは、紛争発生にはほぼ関連していない事が分かる。過去の法使用や法律専門職とのコネクションも関連は見られない。問題が重要なものではなかったと云う回答は紛争不発生と弱く関連している可能性がある

9)。

紛争行動調査（2005年）の分析では、主張の食い違いが「あった」「なかった」「わからない」の3項を従属変数として多項ロジットを行っているので、今回の2項ロジットはそれに比べると区別の仕方が粗い。紛争行動調査では、相手方と接触があった場合の紛争の発生の有無の分析では、不動産貸借、コスト意識、重大性尺度、司法関連相談窓口やその他の相談相手への相談行動、そして過去の裁判所手続利用経験が紛争を発生させる方向で関連している。逆に、事件・事故問題、金銭貸借問題は紛争を発生させにくい。これ

⁸⁾ ここでも、学歴や世帯年収、相手方が家族・親族や役所などの要因は関連がなかったのでモデルに投入していない。問題類型の中で全てのモデルで10%有意でないものは表示のみ省略した。また、状況的要因の「d 精神的負担」と「e 周囲の目」は、その平均値として一つの変数として投入した。実は、接触の二項ロジットと同様にそれぞれの項目として投入するといずれも有意にならないが、平均値として投入すると表5の様に或程度の関連をしめす。状況的要因において他に相関の高かったaとbは、個別に投入しても平均値で投入しても有意にはならない。変数の処理が恣意的であるが、関連する可能性のあるものを広く示すと云う意図からこの結果を提示した。dとeを個別に投入しても、他の変数の係数推定値や有意性に殆ど影響しない事を確認している。

⁹⁾ ここでは無職者も含めて分析を行っているが、接触についての二項ロジット分析以上に、紛争発生に関連する要因が少ない。有職者に限定して分析するとより様々な要因が紛争発生との関連を示す。例えば、正規雇用や自営に比べて非正規雇用だと紛争発生傾向が高い、問題の金銭換算が不明か不能の場合は接触割合は低くなるが、金銭換算不能の場合にのみ紛争発生傾向が高い、などである。その代わりに、無職者だけを分析すると、人数の少なさも影響してか、接触についても紛争についても殆ど関連する要因が見当たらない。いずれの分析方法が適切なのか、もう少し検討が必要である。

は或る程度「客観的な」状況把握が可能とされていると云う事であろう。明瞭性尺度が高いほど紛争が発生しにくいのも同様である。相手方が正しいと思っているほど紛争が発生しにくいのも当然と言える。

表 5 紛争発生 の 2 項ロジット

	(1) 問題類型と 状況的要因	(2) + 個人の特性 + 問題の性質	(3) + 交互作用
女性ダミー		0.48 ⁺	1.52 [*]
20-34 歳 (RC= 35-49 歳)		-0.05	-0.08
50-64 歳 (RC= 35-49 歳)		0.54 ⁺	0.59 [*]
65 歳以上 (RC= 35-49 歳)		1.24 [*]	1.16 [*]
専門・管理・技術職 (RC= その他 WC)		0.43	0.49
ブルーカラー職 (RC= その他 WC)		0.50	0.64
正規雇用 (RC= 非正規雇用)		0.11	0.86
自営業 (RC= 非正規雇用)		0.29	1.49 ⁺
無職 (RC= 非正規雇用)		-0.11	1.30 ⁺
(あ) 商品・サービス (RC)			
(う) 不動産貸借	0.99	1.51 ⁺	1.52 ⁺
(え) 職場	1.40 ^{**}	1.36 [*]	1.33 ⁺
(お) 家族	1.39 ^{**}	0.93	0.97 ⁺
(か) 事故・事件	0.71 [*]	0.50	0.42
(く) 金銭貸借	-1.02 [*]	-1.30 [*]	-1.38 [*]
(さ) その他	0.93 ⁺	0.62	0.61
相手が企業・団体ダミー		-0.11	-0.08
相手が勤務先の関係者や会社ダミー		-0.25	-0.19
Q09A「自分が正しいと思った」	-0.16	-0.26	-0.28
Q09B「責任が誰にあるか明瞭」	-0.06	-0.09	-0.10
Q09C「お金や時間が気になる」	0.17	0.18	0.17
Q09DE「精神的負担や周囲の目」	0.29 ⁺	0.36 [*]	0.36 ⁺
過去に法使用行動があった		0.39	0.43
(法使用行動はないが) 法律家などに相談相手がいた		0.31	0.31
金銭換算 50 万以上 (RC= 50 万未満)		-0.02	-0.02
金銭換算 換算不能 (RC= 50 万未満)		0.50	0.49
金銭換算 不明 (RC= 50 万未満)		-0.91	-1.02
重大な問題だと思わなかったから相談しなかった		-1.00 ⁺	-0.98 ⁺
女性×正規雇用			-1.02
女性×自営			-1.93 ⁺
女性×無職			-1.80 [*]
Cox & Snell pseudo-R ²	.121	.173	.184
n	456	437	437
Akaike Inf. Crit.	523.3	512.8	513.1
Bayesian Inf. Crit.	581.1	639.3	651.8

⁺ $p < 0.10$; ^{*} $p < 0.05$; ^{**} $p < 0.01$

今回の紛争経験調査の分析結果では、高齢者である事が紛争発生と関連していた。金銭貸借は紛争発生に繋がりにくいのは変わらない。職場の問題は紛争に繋がりが易い。些末な問題では主張の食い違いが生じにくい傾向は、敢えて相手と争おうと云う動機づけが弱いと考えると頷ける。

状況的要因では唯一、精神的負担や周囲の目の意識が、紛争発生と関連している可能性があった（変数の投入の仕方で変化するので余り確かな関連とも言い難いが）。精神的負

担は実は前は重大性尺度に含まれているものであり、その意味では共通する結果と言える。逆にコスト意識は今回については殆ど関連していない。

モデル(2)では職業関連の変数は全く関連を示していないが、実は無職者を含めず有職者だけで、職業関連変数の操作化を少し変えて同様の分析を行うと、従業上の地位は紛争発生と関連を示す場合がある。具体的には、非正規雇用の場合に紛争発生傾向が高いと云う関連である。モデル(2)で有意な関連を示しているのが、女性である事、高齢者である事であった。これは社会的に弱い立場にある当事者の場合に、自らの主張が相手に受け入れられずに紛争に至る傾向があると云う可能性を示唆しているとも考えられる。その意味では非正規雇用である事が何らかの関連を示したとしても理解出来る。モデル(2)では有意ではないが、そうした理由から、従業上の地位と性別の交互作用を検討したのがモデル(3)である。性別、従業上の地位、その交互作用項の投入の仕方は3通りはあるが、実質的にはそれらの結果は同一である。但し主効果と交互作用効果の和を適切に比較しなければその意味するところが分かりにくい為、ここでは分かり易い様にグラフで表現しよう(図6)¹⁰⁾。

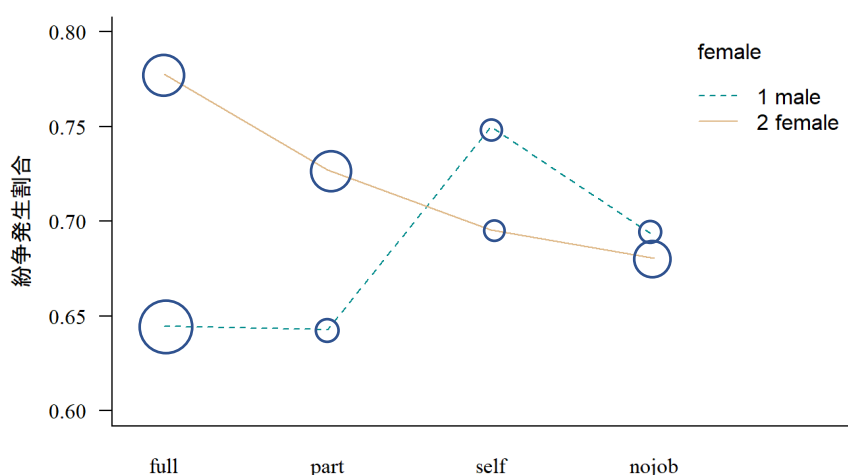


図6 性別×従業上の地位別の紛争発生率（一部切り取り）

男性の場合には、非正規雇用に比べて自営か無職である場合は、10%有意に過ぎないが、紛争発生割合が高い。正規雇用と非正規雇用の間には違いはない。それに対して、女性には主効果が大きく、男性の非正規雇用に対して紛争発生割合が高いが、女性×自営と女性×無職の交互作用効果はその女性の主効果を相殺して余りある大きさであり、その結果男性の自営や男性の無職よりも紛争発生割合が低くなる。この様に、男性では自営と無職

¹⁰⁾ 変化を表すグラフではないので本来は棒グラフなどで表現すべきところだが、便宜的な理由で見易さから折れ線グラフで代用する。縦軸の目盛りも、割合なので0から1とすべきところであるが、グラフ全体的一部分を（いわば誇張して）示す事とする。グラフに示される関係と、係数推定値の和の関係は多少ずれる所がある。係数推定値は他の独立変数群を統制した上での効果であるのに対して、グラフで示されるのはそれらを統制していない、言わば「粗紛争率」とでも呼ぶべきものである事による。

が、女性では正規雇用と非正規雇用が、紛争発生割合が高いと云う事になるが、しかしそれらに該当するケース数は当然大きく異なってくる。紛争発生の従属変数が有効な集合において、男性の正規雇用は150名余りいるが、男性非正規、男性自営、男性無職はいずれも30名足らずである。女性は正規雇用が90名、非正規雇用も90名近く、自営は20名強、無職は70名余りである。図6には○のマーカの大きさとその違いもあわせて示した（円の面積がグループの人数におおよそ比例している）。

人口規模のアンバランスも考慮すると、多くの男性より多くの女性の方が紛争に至りやすく（粗紛争割合のオッズ比は1.45倍）、無職女性よりも被雇用女性において顕著であると云う事が出来る。単純に非正規である程紛争に至ると云う結果ではなかったが、主効果だけでは見えてこない結果であった。

（2）多項ロジットモデルによる分析

前節では、紛争（主張の食い違い）があったかなかったかの二値変数に対して2項ロジット分析を行ったが、紛争に関しては、本論文での分析対象者において、食い違いがあったとするものが最大で360名、なかったとするものが最大155名であるのに対し、「わからない」が43名、（非該当ではないのに）無回答が8名存在する。この「わからない」と無回答の計51名を含めて3値のカテゴリカル変数として多項ロジット分析を行ってみる。当事者にとっては、主張の食い違いはなかった（非紛争）となるのが相対的に最も好都合であると考えて参照カテゴリとし、「非紛争」に対して「紛争」（主張の食い違いがあった）になったり、「不明」（わからない、もしくは無回答）になったりする場合はどのような場合かを検討する。

紛争に関する2項ロジスティック回帰分析と同様の変数を投入して分析した結果が表6である¹¹⁾。

5%水準で有意で、いずれのモデルでも同様の結果が得られている部分を中心に結果を見ていこう。まず問題類型については、職場問題は、非紛争と不明には特に違いはないが、非紛争よりも紛争になる傾向がやや明瞭に表れている。金銭貸借は丁度その反対で、紛争よりは非紛争になる傾向が明瞭である。近隣問題は、非紛争と紛争の間には明確な相違はないが、不明にはならないと云う関連が明確に示されている。主張に食い違いがあったかなかったかのいずれかとなり、曖昧・うやむやの儘にはなりにくいと言える。

女性と高齢者では、2項ロジスティック回帰分析の結果と同様に、非紛争よりも紛争になり易いが、非紛争と不明の間には特に違いは見られない（不明は人数が少ないので検定力が低い事には留意すべきである）。

状況的要因の中では、精神的負担や周囲の目がやはり、非紛争よりも紛争になる傾向と関連していて、2項ロジット分析よりもやや明瞭に表れている様にも見える。金銭換算の可否については、金銭換算額がわからないと云う場合は、紛争があったかいなか「わからない」と云う事にはならない傾向が伺われるが、結果はやや不安定である。なお、重大な

¹¹⁾ 相手が企業・団体ダミー、相手が勤務先の関係者や会社ダミー、過去の法使用行動、法律家などの相談相手はモデルには投入しているが、どのモデルでも10%有意にならなかったなので表示を省略した。同様に、10%水準で全く有意にならなかったトラブル類型の表示も省略した。

問題だと思わなかったから弁護士などに相談しなかったと云う場合には、僅かに紛争よりも非紛争になる傾向が見られるのも2項ロジットの分析結果と共通である。

表6 非紛争を基準とした紛争発生と不明の多項ロジット分析

参照カテゴリはすべて非紛争。	モデル(1)		モデル(2)		モデル(3)	
	紛争	不明	紛争	不明	紛争	不明
女性ダミー			0.46+	-0.06	1.68**	-0.20
20-34 歳 (RC=35-49 歳)			-0.07	0.09	-0.10	0.18
50-64 歳 (RC=35-49 歳)			0.55+	0.97+	0.62*	0.95+
65 歳以上 (RC=35-49 歳)			1.23*	-0.02	1.17*	-0.002
専門・管理・技術職 (RC=他の WC)			0.48	0.89	0.55+	0.87
ブルーカラー職 (RC=他の WC)			0.52	0.13	0.68	-0.04
正規雇用 (RC=非正規雇用)			0.12	-0.11	1.02+	-0.17
自営業 (RC=非正規雇用)			0.32	0.59	1.71*	1.19
無職 (RC=非正規雇用)			-0.13	0.82	1.47+	-34.74**
(あ)商品・サービス(RC)						
(う)不動産貸借	0.96	0.96	1.48+	1.60	1.55+	1.50
(え)職場	1.39**	0.81	1.42*	-0.23	1.41*	-0.17
(お)家族	1.40**	1.37+	0.99+	0.78	1.04+	0.77
(か)事故・事件	0.68+	1.04	0.48	0.45	0.39	0.46
(き)近隣	0.15	-13.31**	-0.06	-14.79**	-0.18	-14.03**
(く)金銭貸借	-1.03*	-0.13	-1.29*	-0.50	-1.39*	-0.51
(こ)税金・保険	0.42	-102.65**	-0.48	-51.16	-0.51	-56.15
(さ)その他	0.94+	1.92*	0.69	1.27	0.71	1.19
Q09A「自分が正しいと思った」	-0.15	-0.60*	-0.26	-0.51	-0.28	-0.50
Q09B「責任が誰にあるか明瞭」	-0.04	0.06	-0.09	-0.09	-0.10	-0.13
Q09C「お金や時間が気になる」	0.17	0.16	0.17	0.20	0.17	0.22
Q09DE「精神的負担や周囲の目」	0.31+	0.11	0.36*	0.04	0.37*	0.03
金銭換算 50 万以上 (RC=50 万未満)			-0.02	-0.32	-0.02	-0.32
金銭換算 換算不能 (RC=50 万未満)			0.49	0.81	0.48	0.84
金銭換算 不明 (RC=50 万未満)			-0.93	-48.74**	-1.06	-50.81
重大な問題だと思わなかったから相談しなかった			-1.02+	-0.52	-1.00+	-0.45
女性×正規雇用					-1.24+	0.22
女性×自営					-2.21*	-1.20
女性×無職					-2.02*	35.74**
<i>n</i>	紛争 321 不明 31 非紛争 135		紛争 306 不明 29 非紛争 131		紛争 306 不明 29 非紛争 131	
AIC	763.6		764.9		765.5	
Cox & Snell pseudo-R ²	.147		.210		.229	

+ $p < 0.10$; * $p < 0.05$; ** $p < 0.01$

従業上の地位や職種は、性別の交互作用を投入しない限りは関連は示されない。非紛争に対する紛争の結果は、主効果と交互作用効果を総合すると、図6と類似の傾向が確認される。非紛争に対して紛争の有無が不明になる傾向に関しては、男性で無職だとかなり明確に「紛争不明」にはならない。女性については交互作用で完全に相殺されているので、男性無職だけの特徴として示されている。無職男性においてのみ紛争が不明にはならないと云う傾向の理由は意味は分からないが、先述の通り分析対象において無職男性の数は多くはない。

紛争の有無が不明であるケースも含めて多項ロジット分析を行ったが、人数が多くない

事もあり、2 項ロジットの分析結果に特に付け加えるべき事は少ない。近隣との問題では「紛争不明」にはならない、金銭評価額が分からないと紛争不明にはならない、無職男性においては紛争不明にはならない、と云う傾向が見られた。

6 まとめ

紛争ピラミッドを見る限り、紛争対処行動の問題類型別パターンについては、この12年での変化はあまり大きくないのではないと思われる。

接触の発生と紛争の発生についてのロジット分析の結果を、最初の「紛争の変容（軌道）」モデルに太まかに書き込んだのが図7である。

状況的要因については、当該の問題対処行動自体の影響を排除するために質問文に「最初(は)」と太字で明記したにもかかわらず、金銭や時間が気になることは2005年調査と同様の関連が見られた。つまり、金銭や時間が気になるケースほど、その後の経過の中で相手との接触が生じていると考えられる。問題の重大さを反映した表層的関係かとも思われたが、重大性の金銭換算や「些末な問題」ダミーを統制しても変化はなかった。この意味は今後より詳しく検討していく余地がある。

他に状況的要因としては、精神的負担や周囲の目の意識は、紛争発生への傾向の強さと関連している可能性がある。部分的には、問題がこじれると予想しているからこそ気が重い、という可能性も考えられる。

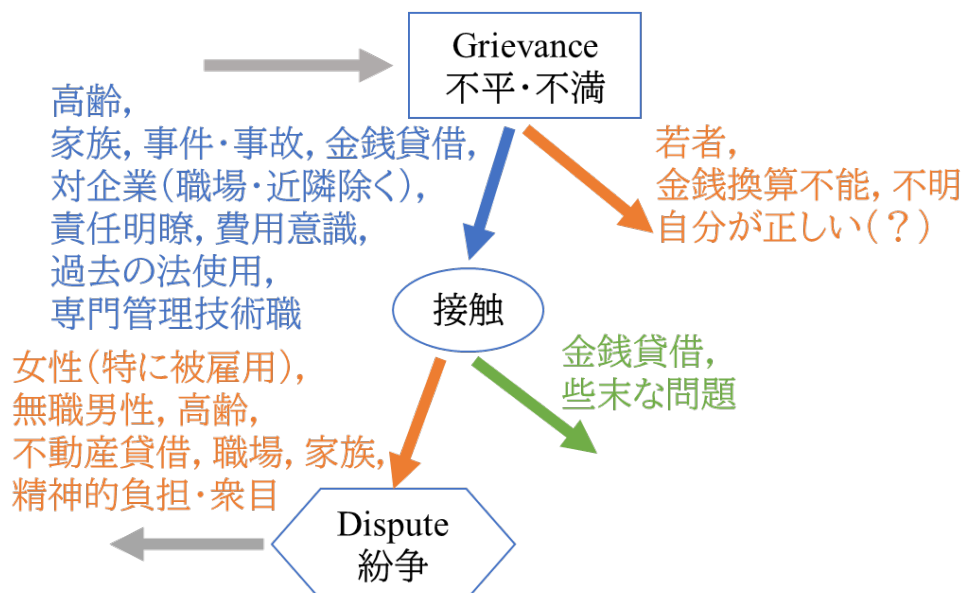


図7 接触と紛争の分析結果の概略

職場の問題については、紛争ピラミッドで既に見られていた傾向が多変量解析でも確認された。そもそも相手方との接触が起こりにくい、他の問題類型では相手が企業・団体だと接触が起こりやすい。これは、「お客様問合せ先」など、連絡先・交渉先が明確であることによる部分があるだろう。しかし職場問題の場合には相手が企業・団体だと接触が

起こりやすいという傾向は見られない。「企業・団体」には「勤務先の会社・団体」が含まれており、勤務先に対する不平・不満はなかなか言い出しにくい事は容易に理解出来る。

問題の重大性の金銭換算では、50 万円を境にした区別は関連が見いだされなかったが、金銭換算する回答者と換算不能もしくは「分からない」とする回答者の間では相違がみられた。お金の換算する事は出来ないとする回答者は相手方との接触が不活発であった。

2005 年のプロジェクトでは、状況的要因や社会関係資本に関して、関連の先後関係が問題となって、因果の方向性については殆ど何も言えないと云う結果になった。この教訓を生かして、調査で主に回答して貰う問題経験の最初の時点でどの様に考えていたか（状況的要因）を尋ねる様にするなど情報収集の改善を行ったが、それでも結局、問題が発生した時にどの様にその後の展開や相手の出方を予想するかによって、費用意識や精神的負担の多寡が影響される事には変わらない。そしてその予想には、問題状況についての解釈（状況の定義）が影響を及ぼすと考えられる。これらの要因の関連をどう解釈すべきであるのか、ひいては、それを解明する事にどの様な意義があるのかは今後も検討が必要である。

【文献】

- Best, Joel [2008] (2020) *Social Problems*, Fourth Edition, W. W. Norton & Company.
- Engel, David M. (2016) *The Myth of Litigious Society: Why We Don't Sue*, The University of Chicago Press.
- Felstiner, William L. F., Richard L. Abel, and Austin Sarat (1981) 'The Emergence and Transformation of Disputes: Naming, Blaming, Claiming...', 15(3-4) *Law & Society Review* 631-654.
- 法と紛争研究会 (1983a) 「民事訴訟と紛争解決——ウィスコンシンの理論」, 『神戸法學雑誌』 33 卷 1 号 131-170 頁.
- 法と紛争研究会 (1983b) 「民事訴訟と紛争解決 (続) ——ウィスコンシンの理論」, 『神戸法學雑誌』 33 卷 2 号 334-50 頁.
- Kritzer, Herbert M. (1981) 'Studying Disputes: Learning from the CLRP Experience,' 15(3-4) *Law & Society Review* 503-524.
- 松村良之・村山眞維編著 (2010) 『法意識と紛争行動』 (現代日本の紛争処理と民事司法 1) 東京大学出版会.
- Miller, Richard E., and Austin Sarat (1981) 'Grievances, Claims, and Disputes: Assessing the Adversary Culture,' 15(3-4) *Law & Society Review* 525-566.
- Murayama Masayuki (2007) 'Experiences of Problems and Disputing Behaviour in Japan,' 14 *Meiji Law Journal* 1-59.
- 村山眞維・松村良之編著 (2006) 『紛争行動調査基本集計書』有斐閣学術センター.
- ミルズ, C. ライト (1959=2017) 『社会学的想像力』 (伊奈正人・中村好孝訳) 筑摩書房.
- 六本佳平 (2003) 『日本法文化の形成』放送大学教育振興会.
- Spector, Malcolm, & John I. Kitsuse [1977] (2001) *Constructing Social Problems*

(with a New Introduction by John I. Kitsuse), Transaction Publishers.
和田安弘（1994）『法と紛争の社会学——法社会学入門』世界思想社.